

内閣府
農林水産省
告示第 号

組織再編成金融機関等に係る優先株式等の引受け等に関し、組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件（平成十四年十二月農林水産省告示第一号）は、平成十六年八月一日限り廃止する。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

財務大臣 谷垣 禎一

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 亀井 善之